

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立さつき野コミュニティセンターの使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立さつき野コミュニティセンター条例第10条第3項	
所 管 課	美原区役所	企画総務 課
審 査 基 準	<p>(根拠条文) 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○ 規則第12条に基づき審査する。 (基準) (1) 本市がその主催する行事のために使用する場合 全額又は半額 (2) (1)に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合 全額又は半額</p> <p>(備考) 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立さつき野コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	